

第二十六回国会 参議院社会労働委員会會議録第十二号

昭和三十三年三月二十二日(金曜日)午前十時五十分開会

委員の異動

三月二十日委員近藤鶴代君、草葉隆圓君及び松澤靖介君辞任につき、その補欠として田中茂穂君、館哲二君及び坂本昭君を議長において指名した。
本日委員館哲二君辞任につき、その補欠として草葉隆圓君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 高野 一夫君
山本 経勝君
早川 慎一君

委員

勝保 益君
草葉 隆圓君
紅露 みつ君
田中 茂穂君
谷口弥三郎君
横山 フク君
吉江 勝保君
片岡 文重君
木下 友敬君
藤田藤太郎君
坂本 昭君
山下 義信君
田村 文吉君
竹中 恒夫君
野澤 清人君

衆議院議員

野澤 清人君

国務大臣

厚生大臣 神田 博君

政府委員

厚生省保険局長 高田 正巳君

本日の會議に付した案件

○健康保険法等の一部を改正する法律案(山下義信君外四名発議)(第二十五回国会継続)

○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(千葉信君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動を報告いたします。三月二十日付をもって、松澤靖介君、近藤鶴代君、草葉隆圓君が辞任し、その補欠として、坂本昭君、田中茂穂君、館哲二君が選任されました。三月二十二日付をもって、館哲二君が辞任し、その補欠として、草葉隆圓君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 健康保険法等の一部を改正する法律案(第二十五回国会案第一号)、健康保険法等の一部を改正する法律案(第二十五回国会案第四号)、船員保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会案第五号)、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会案第六号)、以上の四案を議題といたします。衆議院議員野澤清人君から発言を求められております。この際、これを許可いたします。

○衆議院議員(野澤清人君) 去る十九日の当委員会において問題になりました提案理由の説明書につきまして、御説明いたしたいと思っております。その後、委員会の速記録の原稿等を調べてみましたところ、速記録の原稿も「国民全部の要望でありまして」となっており、お配りしてありました説明書も速記録の原稿を読み写したものでありました関係上、おかしな表現になっていましたのであります。しかし、私の御説明いたそうとした趣旨は「国民全部の要望でありまして」国民全部の要望であるというところは、去る十六日に当委員会では提案理由の説明をいたしました。私の説明の原稿もそのような表現になっておりました。過般衆議院におきまして提案理由の説明をいたしました際の速記録を調べましたところ、ただいま申し述べましたような説明になっております。当委員会におきましては、私の発言が不明確でありましたためか、速記の方によく聞き取れなかったのではないかと考えられます。とにかく速記に出しておりますことと、私の御説明いたそうと考えると、私の趣旨が食い違っておりますので、あらためて訂正いたしたいと考えております。私の御説明いたそうといたしましては「国民全部の要望でありまして」ということであります。御了承願いたいと思っております。

なお、本日提案理由の説明を印刷し直して参りましたので、あらためてお配りしたいと思います。これによりまして、私の説明の趣旨を御了解願いたいと存じます。

○山下義信君 今の問題は、この前の委員会でも私が質問をいたしましたこととございまして、今野澤さんの釈明と申ししますが、お言葉を聞きまして了承いたしますことにいたします。と申ししますのは、国民皆保険というものは国民全部の要望であるというところは常識でございまして、そうおっしゃるのが当りまえであります。自民党の中でも有数の代議士であるところの野澤さんが、健康保険の改正案が国民全部の要望であるというように断言なさることはあるべきではないと思っております。この趣旨を私に私に承する方がよいのだと考えますので、喜んで了承することにいたします。(異議なし)

○山下義信君 野澤発言の問題が、木下委員のきわめてフェアな御了承によりまして、きわめてスムーズに了承されました。野澤議員に若干の御質問を申し上げます。それは今衆議院におきまして御修正になりました点について質問に入ります前に、まず、付帯決議について伺いたいと思っております。これはなかなか重大な御決議のように拝見いたしますのでありますが、見ますと四項目にわたっております。

○衆議院議員(野澤清人君) 山下委員の御質問は第一点についてでしようか、それともまた、全般にわたつての付帯決議を第一問として趣旨を聞きたいという御質問なんでしょうか。

○山下義信君 全般について、どういうわけでこの種の付帯決議をおつけになりましたかという点を承りたいのであります。なお、具体的に私が伺いたいと思う点を率直に申し上げますれば、衆議院の御修正だけでは不十分と考えられましたのでこの種の付帯決議をおつけになりましたのか、またいま一つは、この付帯決議を付することによって、何らかの政治的效果でも御期待になったのでしうかというように点につきます。

○衆議院議員(野澤清人君) 山下委員の御質問は第一点についてでしようか、それともまた、全般にわたつての付帯決議を第一問として趣旨を聞きたいという御質問なんでしょうか。

○山下義信君 全般について、どういうわけでこの種の付帯決議をおつけになりましたかという点を承りたいのであります。なお、具体的に私が伺いたいと思う点を率直に申し上げますれば、衆議院の御修正だけでは不十分と考えられましたのでこの種の付帯決議をおつけになりましたのか、またいま一つは、この付帯決議を付することによって、何らかの政治的效果でも御期待になったのでしうかというように点につきます。

○衆議院議員(野澤清人君) 山下委員の御質問は第一点についてでしようか、それともまた、全般にわたつての付帯決議を第一問として趣旨を聞きたいという御質問なんでしょうか。

第七部

社会労働委員会会議録第十二号 昭和三十一年三月二十二日 【参議院】

ましても伺いたいと思つたのでござい
ます。

○衆議院議員(野澤清人君) 広範にお
たつての御質問でありますので、なる
べく御趣旨に沿うようにお答え申し上
げたいと思つておりますが、不敏であ
りまして、あるいは足りない分はさら
に追加いたしてお答え申し上げたいと
存じますが、全体としてこの修正をい
たします際の要点はすでに御承知の通
り、かなりこの法案に対する批判が強
うございまして、特に一部負担とか、
あるいは機関指定、監査の問題、審
査の問題、こうしたものが如く上りま
して、そのほか衆議院としては標準報
酬あるいは継続給付の問題、さらにま
た、機関指定に対する三カ年更新とい
うようなことも一応問題点となりまし
て、かなり活発な審議が続けられたわ
けであります。

その大体の審議の経過から見ますと
いうと、一部負担に對しましては、こ
れは原則的に一部負担の考え方はどう
しても法律の上に残すべきであるとい
う考え方と、また、一部負担は患者の
負担が増額するから、これはどうして
も除きたいのだという考え方の対立と
申しますよりも、認識の上においてか
なり懸隔のあった議論もありました。
しかし、結論としては、一部負担につ
いても、監査の問題につきましても、
また、機関指定の問題につきましても、
一応政府原案をという声が強いつい
果、審査の部分だけはかなり複雑にも
なるし、しかもまた、医療担当者が不
当に刺戟されるという部分が指摘され
ましたために、かえつて現在の審査委
員会制度を審査協議会にし、また、別
に審査委員会を設ける、常任審査委員

会を設けるというような制度に對する
危惧の念がかなりありますものですが
から、非常に重要な問題点であるとい
うことが指摘されました。特に、この審
査委員が果して専門家によって充足さ
れるかどうか、門外漢によつてをうし
建前をとられたのではかえつて医療
担当者に不安を増すのではないかと、こ
ういふ御議論もありましたために、全
体を通じて、どうしても審査の条
項だけはこの際全面的に削除しよう、
かういふことに衆議院の方では結論を
得られたわけでありました。

そこで、一体かうした外部の世論と
いいますか、医療担当者の反対の理由
といふことが、いろいろ説明してみま
すといふと、実際にさうした心配も起
るし、また、反面心配の度合いとい
うものがかなり最悪の事態を想定した
心配の面もあるのではないかと、かうい
うことで相當の議論が尽されたわけ
であります。たとえて申し上げますと
いふと、審査の条項を削りましても、
個人開業医の機関指定の問題は必要な
いのだから御議論もありません、ま
た、反面少くとも今後の保険医療とい
うものが保険医の身分の登録と同時
に、今度は診療所を保険医療機関とし
て指定する、かういふことは一人であ
らうと、複數以上であらうとも、これ
は当然行ふべきであるといふ考え方
と、個々の理解といふことが、認識と
いふことが、さうしたところにもか
なり、その差が現れておつたようであ
ります。さういふ結果からしまして、ど
うしても一般に二重指定といわれてい
ますが、片方は保険医の登録でありま
すし、片方は機関の指定でありますの
で、この規定といふものを素直に、

もつと徹底した理解を深める必要があ
ると同時に、個人開業医の場合、個人
登録をし、さらに、医療機関の指定を
するということが複雑だ、かういふ
な話も出ましたし、また、三年目、
三年目の指定更新の際には、極力これ
を簡易な方法にできないかといふよう
なふうのお話もあつて、この点に關し
ましては、政府当局とも再三自民党自
体としてもお話し申し上げ、また、委
員会としても幾多質問をいたしました
結果、個人開業医の指定更新の際には
極力手続を簡易化する、かういふ話し
合いが大体できましたもので、それから
それでは強く付帯決議としてこれを取
り扱おうじゃないか、かういふことで
この四つの項目の第一項目を取り上げ
たわけでありまして、これに關して
は、政府も具体的にどうするのだとい
う結論がそろそろ皆様にお示しでき
る状態に近いところになつて思つて
おりますが、私も強く要望しましたこ
とは、たとえば三年目の更新の際に、
この事務自体を医療団体が第四項目に
ありますように法制化でもされて一本
化し、しっかりと団体の運営ができ
るというところになれば、一歩行政事務
としてこれをまかせすることも一つ
の考え方ではないか。あるいはその手続
のできないところは、たとえて申し上げ
ますと、簡単な通文で、往復はがき
のようなもので再登録の事務を簡素化
するといふ、これはたとえは話であ
りますが、さういふふうな方法も考
えられるのではないかと。要するに、手続
上非常に煩瑣にならないように政府と
しても極力やつてもらいたい、かうい
うことの例を申し上げて要望してあり
ます。これらについては極力大臣も局

長も簡易化するように取り計らいをし
たい、かういふ意思表示でありますの
で、一応かういふ文章にまとめたわけ
であります。

それから第二項の……

○山下義信君 せっかく御懇切な御答
弁のさなかでございまして、決議の各
項目にわたつてこの決議をいたされ
ました経過、御趣旨につきましては、
また逐次伺うことにいたしまして、た
だいま私が伺つておりますのは、總
的に、かういふ御決議をおつけにな
りました御趣旨は、修正なさいました
だけでは不十分であるので、この種
の決議を強くおつけになりましたのか
と、この点が第一点。

第二点は、今この決議を付すること
によつて、言いかえしますと、事態の解
決に大いに資することができると、政
治的の御配慮でも申しますか、さう
いふお考えがございまして、この種の
決議をなさつたのでございまして、さ
ういふ、付帯決議全体についての衆
議院のお心持を伺いたいと思つてお
りますので、ただいまさういふ第一
つぎましては詳しい御趣旨を拝聴いた
したのでございまして、まず、總体的
にこの御趣旨の決議の目的と申しま
すか、お心持を率直に御披露願ひたい、
かような質問の要旨でございまして、

○衆議院議員(野澤清人君) 御注意
いたしてあげたいと思つたのでござ
います。率直に申し上げます。第一点につ
きましては、修正点で法律そのものは差
しつかないといふ考えであります
が、たまたま誤解される部分が相當
あるのではないかと、このことを配慮
した結果、付帯決議を一部つけること
にいたしました。

それから政治的な目的をもつてとい
うお尋ねであります。実質上、政治
的な目的といふよりも、この健康保
法運営について一歩でも将来前進し
得るような材料があつたならばとい
うこともあわせ検討いたしまして、今
度の付帯決議を書いたわけでありま
す。

○山下義信君 わかりました。大体付
帯決議をおつけになりました御趣旨
は、第一点は今お述べになりました通
り。

第二点につきましては、健康保険の
運営上必要な事項であるからと考
えてこの種の決議をしたのだ、決して
この決議を付することによつて健康
保険の改正問題に對する事態の解決
に資するといふことは、さういふ考
えは持つていなかった、かういふ御
答弁のうちに伺ひますが、さういふ
まいしようか。

○衆議院議員(野澤清人君) 言葉が足
りませんので、誤解が生ずるとい
いけません。健康保険法の改正に對
して慎重審議をした結果、衆議院と
して一部修正をしただけで差しつか
えない。けれども、この法律に對する
一般の認識上の誤解もあるようであ
るから、これも付帯決議において補
つていきたい、同時に、運用面等にお
いての御心配もこれによつて補つて
おきたい、同時にまた、将来に對
する健康保険法を完全に施行するた
めの要件としてこれらの問題も取り
上げて付帯決議に盛り込んでおきたい、
かういふ考え方でございまして。

○山下義信君 私はこの付帯決議の御
趣旨を伺つておられる趣旨は、何も
直ちにこの内容について御議論し
ようとは思はれておりません。本日
の私の質疑は率

直に御趣旨が明確になればよろしいのでありまして、この内容についての私どもの見解を申し上げることは他日にいたしたいということでございますので、御答弁もなるべく一つ率直に願いたいと思ふ。私がこの決議を見ますと、なるほど健康保険の運営について必要な事項に注意を置いておいたという御趣旨もありましようが、何といひましても、この健康保険の改正に対する種々なる外部の意見といひますか、この改正案をめぐつての各種団体等、あるいは世論等に対しては注意して、こゝういふところをわれわれは注意するのだからこれでいいじゃないかという、問題を円満に解決するために衆議院における御配慮というものが現われておるといふような感じがいたすのであります。従つて、そういう御配慮があつたのかどうかということは何つたのであります、その点につきましてもあまり重きをおきになりませんよ、うな御答弁、ただいろいろ医療関係団体等の誤解を招くことをおそれて、こゝういふ重要な問題について衆議院の考へている点を明確にしたのだという、軽くお触れになつたように思ふのであります。御答弁は御答弁で拝聴いたしますから、私はその御答弁のよしあしを申し上げません。しかし、だれが見ましても、虚心にこの決議を見ますといふと、何としてもさつくばらんに申しますれば、お医者さんに都合のよいことのみがみなあがつておる、こゝうもしてよい、ああもしてよい、こゝういふ配慮もするよ、こゝういふこの付帯決議を見ますといふと、まことに医療担当者に都合のよいような事項をみなお取り上げになつておる。これは先般の委

員会におきましても、厚生大臣はこの付帯決議によつて、医師会方面でも了承がもたらえられれば思ふておる。あくまで反対されるのは当局の真意を誤解しておるのであつて、われわれはできるだけその誤解を解きたいと思ふが、要するところ、衆議院の修正並びにこの付帯決議によつて、私どもは医療担当者の了解が得られるものである、かように思ふといふことを厚生大臣としても言及されておる。従つて、私はこの決議といふものは、ただ単に、将来の健康保険運営上について衆議院の遠くをおもんばかつた御注意だけではない。やはりこの決議を付することによつて、この問題に反対している医療担当者側に十分政府与党の真意を示していただき、事態を円満に解決したいという御趣旨がこもつておつたのではないかとこゝういふ感じがたつたのでありますから、率直に何つたのであります、こゝういふ意図はないといふことではあります、この決議の価値といひますか、ウエートといひますかといふものにつきましても、私どもは考え直しなくちゃならないと思ひますので、その辺の御趣旨を伺つたのであります。言いかえれば、この決議は相当医師会側の要望を入れようとする気持があつたのか、あるいはまた、医師会側の意見も十分聞いた上であるのか、こゝういふ点を私はこの決議の中にお心持が合はれてあるのかないのかといふことを伺つたのでござい

言及にもなりましたので、政府はこの決議についてどういふふうな受け取つておるか、どういふ感じを持たれておるかといふ点につきましても、後刻野澤議員の御答弁のあとで厚生大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) 山下委員よりだんだんと御意見があらまされて、さらにまた、御質問があらまされたが、解釈のしようでこれはどういふふうにもとれると思ひますが、私が申し上げた意味は、国民の世論を没却して付帯決議をつけたという態度ではありませぬ。あくまでも国民の世論を基礎にして、この付帯決議をつけたもので、同時にまた、健康保険法の運営といふことは健康保険にいろいろの問題点があり、十分検討を加へ、その結果、医師会の要望等に対してもでき得るだけおこたえするといふ態度も返事いたしました。従つて、医師会を重点にしたか、歯科医師会を重点にしたかといふような問題でなしに、全体の世論の中核を検討いたしまして、その結果、法案を通過させるに當つては、この程度の付帯決議はぜひとも必要だといふ考えからつけましたものでありまして、ただいまの御批判のように、大して比重の重くないものだといふ御解釈は非常に迷惑すると思ひますので、一つ山下委員の方でも、もう少し衆議院自体として苦心惨たんした跡だけを一つ御覽察を願ひたいと思ひわけであります。

○国務大臣(神田博君) ただいまの山下委員の衆議院の健康保険法の改正案について、付帯決議をされましたことについて、政府は一体どういふふうにか考へておるか、先般私がこゝで答へ

申し上げたような意味が党と一致した意味で、政党内閣であるからその辺も考へて答へし、こゝういふようなことのように承つたのでございしますが、政府といたしましては、この付帯決議に盛り込んでおります内容は、健康保険法の御審議を衆議院にお願いいたして出で参りました重要事項でございまして、強く要望された点でございまして、こゝうしてまた、私もこの付帯決議に盛り込まれた精神につきましては、政府といたしまして、これは考えを尊重してこれをやらなければならぬといふ意味のお答えも申し上げまして、事実上こゝういふような方向をとつていくことが衆議院の審議の際の各委員の御意思を尊重したい、こゝういふふうにか考へておつたわけでございます、これは十分尊重して、こゝうして御要望に沿つた解決をすべきものであると、こゝういふふうにか考へておりました、非常に重要なことだと、こゝういふふうにか考へるわけでありまして。

○山下善信君 私は、この付帯決議を付することによつて、医師会側が了解をしておつた、あるいは少くともこの付帯決議については好感を持つておつた、あるいはこの付帯決議によつて納得をしてもらえるつもりであつたと言ふならば、先ほど申し上げるうちに、この付帯決議は、いかほど医師会側に偏重された決議であつても、この付帯決議の目的といふものは、健康保険の運営上に関する重大な要望であるにしろ、一面においてはこゝういふ目的が含まれていふ言ひならば、非常にこれは重要である。言いかえまして、こゝういふと、価値がある。大いにこの付帯決議

の内容について私は価値がある。ただ単にこゝういふ注意を健康保険法の建前、将来の運営上、こゝうあるべきだといふ一片の衆議院側の希望を表現せられたと言ふならば、これはただ単に、さういふ希望はこの数項にとどまらぬのでありまして、これは幾多の重大問題がたゞさんある、基本的な問題は無数にある、御承知の通りであります。特にこの四項目取り上げられて、しかも、当面医療担当者が非常に問題としておる点について、かような強い決議をなされたについては、医療担当者側がこの決議を付することによつて、相当の了解をするであらう、あるいはこの決議を明示せられたか、示されたか、それはわかりませんが、相

当この決議を付することによつて、医療担当者が、納得をいたしたか、いさぬかは別として、ある点の了承、少くとも好感を持つといふことがあつてこそ、これは非常に権威がある、私はそ

う思ふのです。こゝういふことが考えられたかどうかといふ点をまず何つて、もしこゝういふ点が深く考慮せられた決議であるならば、一つこの御趣旨を明確に承るというところは、非常に値打のあることである。ただ単に、一片の希望を述べられたと言ふならば、私はこゝで伺うのはやめまします。そのかわり、医療担当者はこの決議を重視する、必要のないことをこゝで宣言をいたします。何となれば、与党の方では、衆議院におかれては、こゝういふ決議によつて、何も医療担当者の希望を満たさうといふ熱意が全然ないといふことならば、いい加減な決議である。ただ、当面、何といふか、こゝういふ決議をきわめて不用意にばく然とやつてお

の内容について私は価値がある。ただ単にこゝういふ注意を健康保険法の建前、将来の運営上、こゝうあるべきだといふ一片の衆議院側の希望を表現せられたと言ふならば、これはただ単に、さういふ希望はこの数項にとどまらぬのでありまして、これは幾多の重大問題がたゞさんある、基本的な問題は無数にある、御承知の通りであります。特にこの四項目取り上げられて、しかも、当面医療担当者が非常に問題としておる点について、かような強い決議をなされたについては、医療担当者側がこの決議を付することによつて、相当の了解をするであらう、あるいはこの決議を明示せられたか、示されたか、それはわかりませんが、相

当この決議を付することによつて、医療担当者が、納得をいたしたか、いさぬかは別として、ある点の了承、少くとも好感を持つといふことがあつてこそ、これは非常に権威がある、私はそ

う思ふのです。こゝういふことが考えられたかどうかといふ点をまず何つて、もしこゝういふ点が深く考慮せられた決議であるならば、一つこの御趣旨を明確に承るというところは、非常に値打のあることである。ただ単に、一片の希望を述べられたと言ふならば、私はこゝで伺うのはやめまします。そのかわり、医療担当者はこの決議を重視する、必要のないことをこゝで宣言をいたします。何となれば、与党の方では、衆議院におかれては、こゝういふ決議によつて、何も医療担当者の希望を満たさうといふ熱意が全然ないといふことならば、いい加減な決議である。ただ、当面、何といふか、こゝういふ決議をきわめて不用意にばく然とやつてお

いて、お茶を濁そうといった気持ちであるというだけにとどまるのであります。私はこの決議というものが、相当医療担当者側に重要な大きな影響を与える健康保険の改正に関する、少くともその方面の人たちの了承が得られるという、そういうお心持がある、權威ある決議ではないかと思ひましたので、率直に突は伺つたのであります。

○衆議院議員(野澤清人君) だんだんと指摘されましたが、先ほど申し上げました通り、あらゆる面について強く要望にこたえ得るという考えでこの決議を作つたわけでありまして。ただいま山下先生のおっしゃられたような、医師会の意思というものが説得できるとか、了解が得られるような自信を持つたものでなければ値値がない、こういう具體的なお話であります。自民党自体といたしましては、この医師会、齒科医師会、藥劑師会等の外郭団体に對する考え方、態度というものは、一貫した考え方でありまして、従つて、この程度でありさえすれば、大体医療担当者も了解してもらへるものと信じてやつたわけでありまして、先生のおっしゃるような御趣旨も十分取り入れてございまして。また、委員会自体としましては、幾多の質疑応答の結果、付帯いたしました決議でありますので、尊重できるできないというふうなお話でなしに、十二分に検討して、党の態度をきめ、さらにまた、委員会の態度を決定したわけでありまして、どうぞよろしくこの点御了承願ひたいと思ひます。

○山下義信君 それならば、私どもは非常にこれを重要視しまして、權威ある御決議をなさつたものというお心持

に従つて御質疑を進めていきたいと思ひます。従つて私は、こういう決議をして医療担当者側の幹部といひいろいろ話なさつたといふことはよいと思ひます。當然あるべき過程だと思ひます。そういう過程があつてこそ私は政治であると思ひます。そのことが取引といひ言葉、斷弊のあります用語によりましていろいろ非難いたしますといふことも、これは一面そういうことも言ひ得られましよう。しかし、當然あるべき経過でありますから、私はそういう点は、かりに事実があつても責めようとするものではないと思ひます。ただ遺憾ながら、これはお互いに遺憾とするところは、この決議をなされました當時の情勢と今日の情勢とが、先般の委員会で御指摘になりましたように、情勢が變化いたしましたといふことは非常に遺憾に存するのであります。従つて、この決議を付することによつて、医療担当者の了解を得ようとした、あるいはまた、若干のこの関係者の気持ち汲んだといふことにつきましては、この際は私は當然そうあるべきことであるといふ見地に立ちまして、次の質疑を進めたいと思ひます。つきましては、かりに關係方面の情勢が變つたといひましたとしても、お氣持は依然一貫されてあることだろうと思ひますから、その方の關係者が、どういふ受け取り方をするかは別といたしまして、決議そのものは權威あるものでなくてはなりません。従つて、そういう重要な權威ある決議といふことになればなるほど、この数項目にわたるこの決議の内容といふものは、きわめて明確なものでなければなりません。非常な不

明確なものを決議されました、そして有効適切な環境を望まれるといふことは無理であります。従つて、私はこの数項目にわたりました決議を拝見いたしますといふと、きわめて不敏にして、この御趣旨を汲み取りかねるのでございまして。言いかえまして、この御決議の表現がきわめてばく然としたして、まあ忌憚なく申し上げますといふと、あまいな点があるように思われます。私はこの際、この決議の内容を明確に願ひたいと思ひますが、そのうち特に本日伺ひたいと思ひますのは、第三項なんです。この第三項は非常に簡単に決議の字句も表現されておりますが、どういふふうにかこれを受け取ればよろしいのでございませうか、御明確に願ひたいと思ひます。私どもでは、これはいわゆる多年の宿題であります。一点単価の引き上げを解決するのだ、やるのだといふ御趣旨のうちにとれるのであります。この第三項の意味はどういふふうに解釈すればよろしゅうございませうか、御明確に願ひたいと思ひます。

○坂本昭君 関連して……

○委員長(千葉信君) 同じ問題ですか。

○坂本昭君 山下委員に大へん悪いのですけれども、もうすでに決議事項の中に御質問が入りましたので、その前にまだ私納得できない点がありますので、入るその前に一つお聞きしたいことがあります。

○委員長(千葉信君) それでは今野澤君の答弁を聞いてからにいたしませう。

○衆議院議員(野澤清人君) 第三項の

問題に關しましては、たびたび質疑応答の際に大臣から御発言になりました。將來の一点単価を含めた問題について、ぜひとも単価の値上げ等について協力したい、また、それを実施したい、こういうことの再三発言がありまして。さらに、從來この国会において取り扱われました新医療費体系等の問題もありませんので、それらについての質疑応答もございましたし、そこでこの際、一点単価についての値上げが可能かどうか、また、從來問題点になつておりましたものを中心にした技術料の査定といふものにも相当の高低がある、こういうことが新医療費体系といふものの追及をすれば、ワグ内操作といふことになる。一点単価を上げることになれば相當な財政的な裏付けもしなければならぬ、こういうことのためにたびたび衆議院では質疑応答が繰り返されました。それで、大臣の方からお話がありましたことは、少くとも政策が先行するか、財政が先行するか、予算が先行するかといふような議論も行われ、概して相當の決意をもつて大臣としては進みたいといふ意思表示がありましたので、今回の決議に對しましては、診療報酬の点数の改訂も一歩行なつて、少くとも技術料も上げなくちゃならぬじゃないか、同時にまた、一点単価の値上げといふものもやらなければならぬじゃないか、こういうことで、すでに自民党内では党の態度を決定いたしました。これら健康保険の、健康診療の問題に關しましては、特別委員会を設けるということもすでに決定済みでありまして、近々のうちに発足いたしますことになつております。従つて、強くここに政府と

党一体となつてこうした待遇改善の面に極力努力をしたいという意図でこの付帯決議をつけたのであります。御了承をお願いいたします。

○坂本昭君 野澤委員から大へん御丁寧な御説明をいただきましたのでございまして。衆議院におきましてこの審議の経過を速記録などで拝見いたしますと、まだ私たちとしましては、きわめて不満な点が多々あるのでございまして。いつも委員会の御出席が不十分であつたとは思ひませんけれども、公聴会といふような一般の世論を聞く重大な會議に大事な方が出席してないかつたといふようなことも指摘されておりましたし、そういう点で私、野澤委員がせつかく衆議院の委員会を代表せられて、御説明いただきました結果として十分な審議ができたかどうかについて、まあさういふことはあて本論になりましたときにあわせていろいろお伺ひたいと思ひますけれども、この付帯決議のことにつきましては、今山下委員からいろいろ追及もございまして、非常に重大な決議でございまして。その決議が、今のお言葉によりますと、与党の中でも、いろいろと討論せられ、また、衆議院の社労の委員会においても討論せられて、こういう付帯決議をつけられるといふことになつたといふ御説明を今お伺ひたいしました。ところで、その付帯決議が成立するまでの経過でございまして、私はそれについてまだ御説明を聞いていないのですが、その点をまず一つ御説明願ひたい。

○衆議院議員(野澤清人君) 坂本委員

からの、いろいろ危惧の念もあるとい
うお話であります。これは衆議院に
おいて慎重審議を加えた結果、こま
まの結論に到達いたしましたので、御
懸念については、なるべく御明解を願
いまして、御了解の上において御検討
願った大へんけつこうだと存じま
す。

それから衆議院における審議の経過
であります。大体衆議院におきまし
ては、一応の日程も立て、与党、野党
ともに審議の目安をつけて、話し合
いをした結果、お互いに十分これは質
疑応答をしようじゃないか、こういう
ことで、いまだかつてないほど審議時
間を十分かけまして、なお、野党の方
からの御要望で、総理大臣、大蔵大
臣、また、厚生大臣に対する委員会へ
の出席の時間等も要求されて、これ
らについても理事会等で十分打ち合
合せした上に、前例のないほど慎重な
態度で、重要法案でありますから、大
臣も出席してやりました。重要な委員
が出ていなかったじゃないかという御
指摘もありますが、これは御承知の通
り、衆議院の性格でありますので、野
党の方から要求されて、定員を、とい
う場合には必ず定員が出席して審議し
たという状況でありますので、御指摘
のような問題については、全く慎重な
態度で審議してきたので、その間の事
情等につきましては、私からあらため
てここで申上げるよりも、速記
録をごらん願う方が的確だと思いま
す。どうぞ御了解願いたいと思いま
す。

○坂本昭君 私の一番聞きたいところ
は、この付帯決議の成立についての経
過を特に御説明願いたいのです。

○衆議院議員(野澤清人君) 付帯決議
に關しましては、与党の方の議員が、
一応こうしたものを作りました、お諮
りしようというときに、社会党の方
は全部御退席になつてしまひまして、
それで継続してもかまわぬという態度
で、席をけつて出られたものですか
ら、全会一致ということになしに、あ
とで委員長も修正しましたが、多数で
採決したという状況でございます。

○坂本昭君 そうしますと、この付帯
決議については、これはつまり審議さ
れていないわけですね。

○衆議院議員(野澤清人君) さようで
ございます。あ、失礼しました。審議
はされ、この決議がなされたわけであ
ります。失礼いたしました。

○坂本昭君 そのときに、この付帯決
議の取扱ひ方、あるいはその内容につ
いて、どういふふうな意見が衆議院の
委員会においてはかわされましたか。

○衆議院議員(野澤清人君) この付帯
決議は、討論の際に決議案として提出
されました。委員長から特別に付帯決
議案についての採決を願ったわけであ
ります。そして決定いたしましたもので
あります。

○坂本昭君 先ほど山下委員は、医療
担当者にきわめて都合のよいように見
えて、と、そういうふうな御意見を
漏らされたが、実は必ずしもそ
うではないと思ふのです。これは野党
の意見と違つておつてはなはだ奇怪か
もしれませんが、必ずしもこの医療担
当者に都合のよいには私はこれは
うかがわれない決議だと思ふのです。

今野澤委員の言われました通り、こま
かい点は審議のこの記録を見ていただ
きたいということでは私は読んでお

りますが、読んでみますというところ、ど
うもこの政府の御答弁には、これらの
付帯決議に關係のある内容について、
大臣としては調査を命じてある、そ
ういふ御意見、御意思の表明があ
りました。実際はこの調査に取りか
かる心がまえであるとか、調査に取り
かかりたいとか、そういう点できわめ
てあまいであります。この点は山下
委員の指摘せられた通りであります。

委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。

委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。

委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。

委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。

委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。

委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。

委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。
委員の指摘せられた通りであります。

をした結果、たまたまこれを審議した
ときには野党の方がおらなかったとい
うだけでありまして、しかも、その際
にこれを議題にしましては与党議員は
かりでありますからほとんど質疑応答
等は行われません。そのまゝ全員賛成
でこれは通つたものであります。従つ
て、自信をもつて私もこの付帯決議
をお出しいたしました。今あなた
の御指摘になりましたようなことは、参
議院の態度としてのお話ならともかく
も、衆議院自体としては一応慎重審議
をした結果、こうしたものを付帯決議
いたしましたわけでございますから、誤
解のないようにしていただきたいと思
ひます。

○片岡文重君 関連して……。今の坂
本委員の御質問に対して野澤委員から
の御答弁であります。私は別にあげ
足を取るとか、ごろにどうこうとい
う、そういう小さな字句にこだわるの
では決してありません。先ほど来の
野澤委員の御答弁を伺つております
と、非常に御懇切に紳士的に御説明い
ただいておられますので、好感を持っ
て拝聴いたしておりますから、重ねて
申し上げるようですが、決してあげ足
を取る、あるいはこまかな字句に拘泥
しておるということでは御質問申し上げ
るのではありませんので、御了承の上
で御説明いただきたいのですが、慎重
にこの付帯決議を御審議なされたとお
っしゃいますけれども、与党のみの
席でもって審議されるということとは、
私は意義がないと思ふのです。結局与
野党があつて、つまり国民全体の声と
いうものが代表される形の中にあつて
質疑応答が続けられ、十分な検討がな
されて初めて慎重審議がなされるもの

をしたいと思います。今あなた
の御指摘になりましたようなことは、参
議院の態度としてのお話ならともかく
も、衆議院自体としては一応慎重審議
をした結果、こうしたものを付帯決議
いたしましたわけでございますから、誤
解のないようにしていただきたいと思
ひます。

○片岡文重君 関連して……。今の坂
本委員の御質問に対して野澤委員から
の御答弁であります。私は別にあげ
足を取るとか、ごろにどうこうとい
う、そういう小さな字句にこだわるの
では決してありません。先ほど来の
野澤委員の御答弁を伺つております
と、非常に御懇切に紳士的に御説明い
ただいておられますので、好感を持っ
て拝聴いたしておりますから、重ねて
申し上げるようですが、決してあげ足
を取る、あるいはこまかな字句に拘泥
しておるということでは御質問申し上げ
るのではありませんので、御了承の上
で御説明いただきたいのですが、慎重
にこの付帯決議を御審議なされたとお
っしゃいますけれども、与党のみの
席でもって審議されるということとは、
私は意義がないと思ふのです。結局与
野党があつて、つまり国民全体の声と
いうものが代表される形の中にあつて
質疑応答が続けられ、十分な検討がな
されて初めて慎重審議がなされるもの

をしたいと思います。今あなた
の御指摘になりましたようなことは、参
議院の態度としてのお話ならともかく
も、衆議院自体としては一応慎重審議
をした結果、こうしたものを付帯決議
いたしましたわけでございますから、誤
解のないようにしていただきたいと思
ひます。

○片岡文重君 関連して……。今の坂
本委員の御質問に対して野澤委員から
の御答弁であります。私は別にあげ
足を取るとか、ごろにどうこうとい
う、そういう小さな字句にこだわるの
では決してありません。先ほど来の
野澤委員の御答弁を伺つております
と、非常に御懇切に紳士的に御説明い
ただいておられますので、好感を持っ
て拝聴いたしておりますから、重ねて
申し上げるようですが、決してあげ足
を取る、あるいはこまかな字句に拘泥
しておるということでは御質問申し上げ
るのではありませんので、御了承の上
で御説明いただきたいのですが、慎重
にこの付帯決議を御審議なされたとお
っしゃいますけれども、与党のみの
席でもって審議されるということとは、
私は意義がないと思ふのです。結局与
野党があつて、つまり国民全体の声と
いうものが代表される形の中にあつて
質疑応答が続けられ、十分な検討がな
されて初めて慎重審議がなされるもの

をしたいと思います。今あなた
の御指摘になりましたようなことは、参
議院の態度としてのお話ならともかく
も、衆議院自体としては一応慎重審議
をした結果、こうしたものを付帯決議
いたしましたわけでございますから、誤
解のないようにしていただきたいと思
ひます。

○片岡文重君 関連して……。今の坂
本委員の御質問に対して野澤委員から
の御答弁であります。私は別にあげ
足を取るとか、ごろにどうこうとい
う、そういう小さな字句にこだわるの
では決してありません。先ほど来の
野澤委員の御答弁を伺つております
と、非常に御懇切に紳士的に御説明い
ただいておられますので、好感を持っ
て拝聴いたしておりますから、重ねて
申し上げるようですが、決してあげ足
を取る、あるいはこまかな字句に拘泥
しておるということでは御質問申し上げ
るのではありませんので、御了承の上
で御説明いただきたいのですが、慎重
にこの付帯決議を御審議なされたとお
っしゃいますけれども、与党のみの
席でもって審議されるということとは、
私は意義がないと思ふのです。結局与
野党があつて、つまり国民全体の声と
いうものが代表される形の中にあつて
質疑応答が続けられ、十分な検討がな
されて初めて慎重審議がなされるもの

と思います。しかし、どういふいきさ
つがあつたか存じませんけれども、と
にかく野党側がそろつて退席をされた
ということになりますれば、その間に
さらに話し合いをなされ、あるいは意
見の調整をはかるべき必要がなお存
しておつたのではないかと私もには
考えられます。特に全員の賛成とい
うよりも、出席されておつたものの中
では異論がなかつたということであつ
て、しかもその出席されておつたもの
はことごとく与党の方々だそうではな
い、これまた、審議とか検討とかい
うことではなしに、おそらく野澤さん
の御人格と御識見から、提案されれば与
党側の議員諸君はもうすべてこれはま
るのみにされて御賛成なさろうと思
うのです。従つて、慎重審議といふこと
に私はならなかつたのではあるまいか
と思ふのですが、こゝろの点はお特
に先ほど来野澤委員がおっしゃられる
ように、あの付帯決議の内容が重要で
あるともしお考えになられるならば、
その点さらにお話し合いをなされ、あ
るいは意見の調整をなさるべきではな
かつたかと考えるのですけれども、そ
れをあげてきたのかつたということ
はどういうところに理由があるのによ
うか。なお、私はこの付帯決議の御説
明に対する点について、先ほど山下委
員からの御質疑に対する野澤委員の御
答弁には、前後必ずしも一貫して、こ
の付帯決議に対する意見が表明されて
いるとは拝聴されなかつたのでありま
すから、この点については、後刻また
お尋ねしたいと思ひますけれども、ま
ず最初に、もう少しこの点について意
見の調整、あるいは野党との話し合い
等について御考慮をいただけたらなかつた

をしたいと思います。今あなた
の御指摘になりましたようなことは、参
議院の態度としてのお話ならともかく
も、衆議院自体としては一応慎重審議
をした結果、こうしたものを付帯決議
いたしましたわけでございますから、誤
解のないようにしていただきたいと思
ひます。

○片岡文重君 関連して……。今の坂
本委員の御質問に対して野澤委員から
の御答弁であります。私は別にあげ
足を取るとか、ごろにどうこうとい
う、そういう小さな字句にこだわるの
では決してありません。先ほど来の
野澤委員の御答弁を伺つております
と、非常に御懇切に紳士的に御説明い
ただいておられますので、好感を持っ
て拝聴いたしておりますから、重ねて
申し上げるようですが、決してあげ足
を取る、あるいはこまかな字句に拘泥
しておるということでは御質問申し上げ
るのではありませんので、御了承の上
で御説明いただきたいのですが、慎重
にこの付帯決議を御審議なされたとお
っしゃいますけれども、与党のみの
席でもって審議されるということとは、
私は意義がないと思ふのです。結局与
野党があつて、つまり国民全体の声と
いうものが代表される形の中にあつて
質疑応答が続けられ、十分な検討がな
されて初めて慎重審議がなされるもの

をしたいと思います。今あなた
の御指摘になりましたようなことは、参
議院の態度としてのお話ならともかく
も、衆議院自体としては一応慎重審議
をした結果、こうしたものを付帯決議
いたしましたわけでございますから、誤
解のないようにしていただきたいと思
ひます。

○片岡文重君 関連して……。今の坂
本委員の御質問に対して野澤委員から
の御答弁であります。私は別にあげ
足を取るとか、ごろにどうこうとい
う、そういう小さな字句にこだわるの
では決してありません。先ほど来の
野澤委員の御答弁を伺つております
と、非常に御懇切に紳士的に御説明い
ただいておられますので、好感を持っ
て拝聴いたしておりますから、重ねて
申し上げるようですが、決してあげ足
を取る、あるいはこまかな字句に拘泥
しておるということでは御質問申し上げ
るのではありませんので、御了承の上
で御説明いただきたいのですが、慎重
にこの付帯決議を御審議なされたとお
っしゃいますけれども、与党のみの
席でもって審議されるということとは、
私は意義がないと思ふのです。結局与
野党があつて、つまり国民全体の声と
いうものが代表される形の中にあつて
質疑応答が続けられ、十分な検討がな
されて初めて慎重審議がなされるもの

をしたいと思います。今あなた
の御指摘になりましたようなことは、参
議院の態度としてのお話ならともかく
も、衆議院自体としては一応慎重審議
をした結果、こうしたものを付帯決議
いたしましたわけでございますから、誤
解のないようにしていただきたいと思
ひます。

○片岡文重君 関連して……。今の坂
本委員の御質問に対して野澤委員から
の御答弁であります。私は別にあげ
足を取るとか、ごろにどうこうとい
う、そういう小さな字句にこだわるの
では決してありません。先ほど来の
野澤委員の御答弁を伺つております
と、非常に御懇切に紳士的に御説明い
ただいておられますので、好感を持っ
て拝聴いたしておりますから、重ねて
申し上げるようですが、決してあげ足
を取る、あるいはこまかな字句に拘泥
しておるということでは御質問申し上げ
るのではありませんので、御了承の上
で御説明いただきたいのですが、慎重
にこの付帯決議を御審議なされたとお
っしゃいますけれども、与党のみの
席でもって審議されるということとは、
私は意義がないと思ふのです。結局与
野党があつて、つまり国民全体の声と
いうものが代表される形の中にあつて
質疑応答が続けられ、十分な検討がな
されて初めて慎重審議がなされるもの

をしたいと思います。今あなた
の御指摘になりましたようなことは、参
議院の態度としてのお話ならともかく
も、衆議院自体としては一応慎重審議
をした結果、こうしたものを付帯決議
いたしましたわけでございますから、誤
解のないようにしていただきたいと思
ひます。

ものか、また、する必要がないとお考えになられたのか、あるとお考えになられたのか、なぜそれをされなかったのか、それらについて、もう少し詳細に御説明いただきたいと思うのです。

○衆議院議員(野澤清人君) 私がお先ほど坂本委員に逐次意見を述べた通り、私は先ほど申し上げたことは、今のようない問題が出るというわけでもないから、これは丁重に、私が余分なおしやべりをするといいかねものですか申し上げただけでして、実はこの決議案を作る内容というものは、衆議院の社会労働委員会を通じて与党、野党ともにたびたび意見を出したことを総合したものでありまして、特にこの第一項、第二項、第三項に関しては、これはむしろ野党の考え方が多分に取り上げられたと見るべきであります。そういうことを、与党の方として十分にこれは党自体としても検討した上に、こうした付帯決議に持ってきたので、審議の経過において、決して与党だけでもって独断的にやったという事柄ではございません。ただ事態がちょうどこの決議案を作るときに話し合いができなかっただけでありまして、ただし翌日再度理事会も開き、委員会も開会いたしました、特例をもって、特例といいますが、すでに議決された案件についての意見開陳も野党の方で十分していただきました、その上で本会議に上程したという状況でありますので、この件に関しましては、この付帯決議が野党の方も全然意見を述べなかったというのではなくして、十分御検討された上、この付帯決議は賛成でございませうというお話し合いも、意見の開陳の際にございました。そういうことで慎重に

重に取り扱って持ったものでございませうから、どうぞよろしく御了解をお願いしたいと思います。

○山下義信君 いろいろ関連して同僚諸君の御質問がいろいろありますが、まあ先に進むこととして、私はなるべく時間をかけないようにはしたいと思っております。ただし、御答弁が不明確であればやむを得ません。明確になるまで伺わなければなりません。第三項を私は聞かれますが、他の項目は機会があれば伺いますが、とりあえず第三項を聞かれます。それで第三項の御趣旨につきましては、ただいま野澤委員からお話がありましたように申し上げまして、第三項の決議はいわゆる単価値上げをやろうじゃないかというところが中心だろうと思っております。それで今お話をいたしましたような、もとより関連して診療報酬の制度全般にわたって検討を加えるということでありまして、御説明の中にもありました新しい医療費体系についても関係して再検討の中に含まれましょう。しかし、そういう問題は何かここで事新しくお取り上げになつて御決議になりませんか、すでにそれぞれ所管の調査会、協議会に取り上げられてあることでありまして、ここに事新しく特筆大書されたゆえんのもの、自他周知のごとく、言ひまでもなく、一つ多年の懸案である単価の値上げをやろうじゃないか、こういうことが第三項の御決議の中心であると思ひます、いかがでございませう。

○衆議院議員(野澤清人君) 御指摘の通りであります。ただし、単に一点単価を値上げするということだけではおそれる医療担当者も満足しないという考えから、診療報酬の点数の問題も加味しまして、医療報酬全般の支払いに対して再検討する。御指摘の通り、新医療費体系というものはすでに国会でも審議され、別の審議会等において調査されておりますが、そうした過去の事例は一応参考にはし得ても、これにかかわりなしに、とにかく大臣も決意をしておることだから、単価の値上げをしたい、その通りいき方としては診療報酬の点数の問題も一応考慮に入れるべきじゃないか、こういうことで単価の点数の改訂と単価の値上げというものを重点にしてこの決議案を作つたわけでありまして、

○山下義信君 私はですね、年をとりましてむだな質疑はいたしたくないと存じまして、はなはだ失礼でございませうが、衆議院の方で御審議になりました過程も拝読いたしました。衆議院の方の審議の御過程を見ますと、この単価問題に関する限り、どうも当局の御真意が私にはつかみかねる。この委員会でも厚生大臣しばしば言及なさつた、相当お言葉も多く御言及になつたのでありますが、しかしながら、どうして私は真意をつかみかねる。そこで本日は、私は当局の御真意、すなわち御決議の御趣旨を政府、与党から明確に願ひたいと思ふ。言葉の上のあやふさはともかくといたしまして、政府の方では、どの程度までこの問題に取り組むことを明確に審議されておられるのかということをお承りしたいと思ひます。たとえば、この問題に関する限りは閣議の了解が得てある、こういうことですが、閣議の了解、どういうことになつておりますか、これも御明確に願ひたい。閣議の了解ということだけでは私どもはわかりません。閣議の了解がどういう程度に了解されてあるのかお示し願ひたい。下僚に命じて調査が命令されてあるとおっしゃつた、どういふ命令が下されてあるかということも明確ではございせん。ごまかせば幾らでもごまかせます。この問題は、失礼ではあります。が、ごまかそうと思へば幾らでもごまかせます。何も当局はこの問題に対する態度をごまかそうという御趣旨はもとよりありなうはすはすはございせん。明確でない自然なうはすはすは失礼な疑念もいたさなければなりません。そこで私は、単価のいわゆる改訂問題というものを政府としては正式にどういふ御方針をお立てになつておられるのか。ただばく然と診療報酬全体を調査してみろ——こういうことは単価の引き上げの方針じゃございせん。単価に関する方針とは、調査してみよ、調べてみよ、資料を集めてみよ、検討してみよ、それはあなたが今おっしゃられなくても数年前からやつてゐる。臨時診療報酬調査会、新医療費体系については中央医療協議会とそれそれやつておるのであります。かようにしてみよ、かようにそれを調査せよというよりなこと、促進することが閣議の重要な事項でございませう。少くとも政府においては、単価を引き上げるといふ方針をきめて、その方向で調査するのだとか、具体化しなければ方針というものが、具体化しなければいろいろな御説明や衆議院における御答弁の模様を見ますと、そういう具体的な、基本的な方針に対しては、きわめてあいまいに御答弁をお述べになつてゐるやうに何

えまです。で、当局の具体的な基本方針はどうか、閣議ではいかなる内容が了解事項となつてあるのか、また、事務当局にはいかなる具体的な御指示が相なつてありますのかという点につきましては、明確に御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(神田博君) ただいまの山下委員の単価改訂に関する問題、まことにどうもつともお尋ねでございませうが、これは衆議院の社務の委員会、あるいはこちらの委員会等においても御答弁申し上げたのでございませうが、徹底ができてまいりました。残念でございませうので、もう一度申し上げまして御了解を得たいと存じます。

単価の改訂の問題につきまして、これはもう長いこと懸案であり、要望のあつたことはこれはもう御承知の通りでございませう。そこで、健康保険法の継続審議をお願いする、あるいは一べん取り下げた再出発するかというところが石橋内閣の閣議でございまして、これを一べん検討して、一つきめたというところでございまして、その際に時間もなかつたのでございませうが、私ども厚生省の省議をいたしまして検討を加えたのでございませう。その際、今の情勢においては一つそのまま継続して御審議を願ひたい、しかし、この一点単価の問題はこれ以上放置できないから、これは一つすぐ調査をしてもらおうじゃないか。これは値上げをするという前提で調査をしましう。しかもこの一点単価もいろいろ議論があるやうでございませう。私もいろいろございませう。関係が浅いのでございませうが、当時まだ浅かつたわけではござい

ますが、一点単価をそのまま一体値上げをすることが合理的であるか、ことに薬の価額が非常に下つておるといふ問題、それから今までの点数、単価等におきましては、薬の価額の一例をお医者さんの方の報酬というよりなきめ方でごさいます、すでに薬が下つておる。それを新薬を加えるものももちろんあるのをごさいます、下つておるものを、今の一点単価主義をとつて参りますと、下つた値段で一割だということになつてくると、単価改訂というものは、すなわち医師の収入の減少という問題になつてくる。そこで、私は二十四年、二十六年の改訂等におきましていろいろ事情があるかと思ひますが、そういうきめ方自体について実は疑問を持つてゐるのであります。薬の単価に於ける一割が医師の収入だ、私もそれはさういふふうに考へないで、やはり病院なり、あるいはまた、診療所の経営単価というものがございまして、お医者さんのこの技術というものを一体どういふふうにかは表わしていかうかということが私は問題じゃないかと思ひます。ただ薬代に一割かけるのだということでは、きめる方は非常に楽かもしれませんが、きめられる側からとつてみると、これは大へんなことであります。ですから、今の現制度でも、一つどういふふうにならば医師の技術というものをよく見ていくか。ことにまあ患者の増減によつてこれはやはり経営が違つて参りますので、そういう面もこれは考へなければならぬわけでありまして、お医者さんが企業として成り立って、現在の社会情勢の中にお医者さんのお仕事、正當に報酬を得るとい

うようなあり方を、どういふことにすれば一番正しくいくか。そこで今の制度そのまゝを取り入れて改正した場合には、一体他のベース・アップもみな出ている際でありますから、見合つたならばどういふことになるか。それとも、七人委員会でごさいますか、その方からいろいろ今のより他の方がよいというふうな案もあるようでごさいます。あるいはまた、諸外国の例もあるようでごさいます、私もさういふことをして、私どももいたしましては、まあこの辺で一つ今の一点単価そのものをいじるだけにこだわらないで、一つ、一案、二案、三案と申しまゝしうか、もつと合理的なものが出てくるのじゃないか。さうしてこれを一つ、これは専門的にも外部の御協力をお願いしなければならぬし、十分資料として一つまとめてくれないうか、さうして検討しよう、その結果、どれだけ上げるべきものであり、あるいはまた、財政支出がどういふことになるかというものが出て参らうと思ひますが、それはあるべき姿というものを一つまず出して、さうして財政上それは開ける、あるいは財政上今年開けないが、来年は開くと、何かさういふいろいろ、さういふことは一つあとのことにして、厚生省としては、今までもさういふお医者さん方の過重労働によつて健康保険というものを押し進めてきてゐる。そこに問題があるのだから、これはもうこの際、一つ思い切つた改正案を出したい。だからこれは国家予算に關係することでごさいますから、その方をつかみ金で相談したのでは、ほんとうのあるべき姿が出ないから、私は専門家でないからよくわかりませんが、企業の経験

がある立場から、さういふ感覚で、一案、二案、三案というふうな、一つものを資料として急速にまとめてくれないうか、さういふまあ命じ方をいたしたのであります、と同時に、この継続審議をお願いすると同時に、これはまあ先般もお答え申し上げたのでありますが、政府といたしましてこれを十分なおもひ一べん検討するといふことは、時間的にも余裕がないから——といふことは、これはまあ政府側の熱望でございまして、三十一年度に政府の補助金三十億円というものをさういふいたしたい、さういふ計算で参りますと、継続審議をもう一べん引つ返してまた出すといふ時間的余裕がないから、両院の権威に訴えてさういふ一べん御審議をお願いしたい、と同時に、一つ急いで今の一点単価の問題をこれは医師の待遇改善という意味で、今までは犧牲をこれはもうかけ通してであつた、これは何としても合理的なところを持つてこなければならぬ、それは一体政府がさういふことをのんでくれないうか、この健康保険法を国会に御審議願つても、さういふことをほんとうにやるのだといふことを厚生大臣が答弁する、また、事実それをやることを政府が認めてくれるといふことでない、私もこの健康保険法の御審議を両院にお願いできない、このことを閣議で申し上げたわけでありまして、閣議におきまして、閣議諸公がよくその間の事情を——これはもう長いことの問題でございまして、御了解されておりました、それは厚生大臣の言通りだ、皆が一つ応援しようじゃないか、そこで早く一つ資料をまとめたない、さういふのが政府の申し合せ、と申しまゝしうか、

閣議の御了解だといふことを私は申し上げた。これは一度ならず……これはなかなか、申し合せ、御了解でございまして、あらゆる機会にこれは何回となく——実は国家予算があとでこれは問題になることでごさいますから、私走するわけには参りませんが、御了解願ふたといふこと、それから、それから一方に参りまして、党の六役、あるいは總務会等におきまして、この間の経緯を申し上げまして、党といたしまして、重大な決意をもつてこれは取り上げなきや困るのだ、健康保険法を通しても、重大な決意をもつてこれは取り上げたものでは、担当大臣としてこまるし、また、実際にこれはもうお医者さん方の長いこと、この法案に対する御不満といふことの点もよく存じておりますので、よつて来たつた事情もいろいろあるようでごさいますから、この際、抜本的にいろいろな懸案を解決いたしたい、さういふことでごさいます。この点につきましましては、衆議院の社務委員会におきまして、もう非常に突き詰めた御質問でございまして、これを通して食い逃げするのじゃないか、さういふことがあつてはならぬといふことでごさいます、私もさういふことは考へておらない、事務局にもさうして資料を集めさせておるし、たださういふことにならぬか、さういふ程度になるかは、こゝでその結果を見て考へなきやならぬことですから、具体的なことは申し上げかねるが、とにかくやります、もし私がさうでないと言ふならば、これはいい加減なことを申し上げている疑いがあるならば、それは担当以外の關係閣僚にお聞きになつてもよろしいのだといふよ

うなこと、大蔵大臣、あるいは最高幹部の總理大臣の出席を委員会が要求されまして、そして、厚生大臣はしばしばさういふことを答弁してゐるのだが、一体それは政府閣僚一体としての了解事項であるかといふことまで突き詰めたわけでありまして、大蔵大臣といたしまして、厚生大臣がしばしばそれは閣議で了解を求められておる、自分としても、厚生大臣が適當な案を作つて参るときには、相談に乗るといふことになつておるといふことを言つておられますし、また、總理大臣といたしまして、さういふことをお答え申し上げておられます。それで、ことにこのたゞいま問題になつております付帯決議の際には、与野党意見を異にしたと申しまゝしうか、いろいろ事情があつたようでごさいます、野党の総退場のもとで行われたようでごさいます、その後、両院の話し合いによつて、さらにまた、總理、大蔵大臣の出席を求めまして、この付帯決議については、誠意をもつてやるかといふ野党側のお尋ね等がございまして、それにつきましても私から、また大蔵大臣、總理からも御満足のいくような御答弁を申し上げまして、野党の方からも、ほんとうにこのわれわれ健康保険法の改正には反対だが、この付帯決議のものについてさういふことをほんとうにやるというのなら、応援を惜しまないといふような声援を受けたような事情もございまして、これはまあ非常に重大なことでごさいます、山下委員御指摘のように、簡単なことではございませぬ。私はそこでこの付帯決議は、私がお答え申し上げ、そして大蔵大臣もお

答えておるのでございますが、さらにこの決議がそれを縛って、しかも与党もこれをやれという、与野党一致の声をあげますので、これはもうやることをやれという声援であり、同時に、命令だと、こりう強いものであるというふうに私は考えている次第でございます。

○竹中恒夫君 今、私まだ野澤先生にいろいろお聞きしたいことがあるのですけれども、それに関連して、発展していつて、今日問題が出ましたので、ちょっと大臣にお尋ね申し上げた方がいいと思います。

今日の事柄において、単価値上げは常識になっておるわけなんです、今の御説明を聞きまして、私が最も懸念するところは、単価の要素は、薬の薬価が非常に重要な要素であつて、薬価によつて左右されるような御答弁であつた。これは仰せのように、よくしろうとでわからないからということなんです、それで一応それはけつこうなんです、単価の算定の要素は決して薬価という事柄によつてのみわれわれは従来からやつてきておりませんし、もしそういう御認識でもつて単価を大臣が考えられておると非常に困るわけなんです。単価の要素には、もちろん生活費もあれば、医薬の再生産あるいは減価償却その他税金の面、資材の面あるいは医師、歯科医師の稼働時間、一日にどれぐらい働くか、この稼働時間からの一分稼働価格というふうなものも考え合せての価格でございます、単に薬価が一割上つたからどうこうというふうなものではないということを一御認識願つておきたいと思つておるわけなんです。そこでなお、私が懸念いた

しますところは、健康保険法と単価の問題とが、取引すべき筋合いのものでない、あくまでも単価の値上げというものは、もう二十六年以来のことでございますからして、保険法が改正されようとして改定されまいと、適正な医療報酬金を算定する義務を怠つておつたわけでございます、今急に健康保険法が出ておるから、その取引としてやるというふうな考え方でやられては困るし、また、われわれも、当局はそう考えておると思つておりません。思つておりませんが、とかくそういうふうな考えられるわけでありまして、そこへもつてきまして、最も私が懸念いたしますところは、単価と点数と両方付帯決議にあるように考えられるのだということでございますが、この付帯決議の趣旨は、医師の待遇改善ということでございますからして、点数を下げる考えではないでしようし、単価を下げる考えではないと思つておるわけなんです。そういういたしますと、点数と単価の相乗効果が報酬金になる関係からいたしまして、非常に大きな私は財源が要すると思つて、なまやさしいものでないと思つて、重大な決意をしておられる、総理大臣初め、大蔵大臣よく承知しておられるようでございますからして、一応その点は信用いたします、が、相当大きなものであるということ、を強く前提にしなければいけないと思つておりますが、そこへもつて参りまして、私は非常に最近、新聞その他で見ておそれますことは、せっかく大臣がそういうふうな考えであられるにかかわらず、事務当局のこの表現が、必ずしもそうでないと思つておるわけなんです。たとえば単価の値上げ

ということを、これはごまかしといつては語弊があるかわかりません——わかりませんが、概算払いだとか、現金表示の方法でやるかあるいは諸費制の方法があるかとかいうように、医療報酬金の支払い方を、単価の値上げをしなくてもほかの方で考慮できるのだと言つておられるわけなんです。なるほどそれはできます——できますが、今単価問題を論じておるときに、ピンツをばかして、そこへ持つていくということには、その底意にはごまかしがあるのじゃないかという懸念をわれわれ持つわけなんです。と申しますことは、財源が、事務当局としては非常にこれは大きいのだという懸念がありましますからして、当然そういうことも考えられるのじゃないかと思つておるわけなんです。そこで私がお願い申し上げることは、大臣の考えと、事務当局とは、必ずしも一致いたしておりませんというところなんです、これは実は社会保険連合会というのに出ています、三十二回の健康保険連合会がこの間ありました。高田局長も出席しておられたようでございますが、この記事が真意であるとするならば、非常に大きな食い違いが出てくるわけなんです。名前は申しませんが、ある事務当局の相当責任のある方が、単価問題は、一値上げをしても百億をこえる財源を考えねばならぬので大へんである、問題はまだまだそこまで突きとめて考えていない、こういうことなんです。問題はまだまだそこまで突きとめて考えていない、大臣は非常に突きとめられまして、閣議なりあるいは与党の三役なりその他の方面に十二分にそのつもりで、決心でやつておられるにかかわらず、事

務当局は、まだ問題はそこまで突きとめて考えていない、虚心たんに検討し、必要とあれば考慮したいというのである。必要とあればというふうなことを事務当局が公開の席上で言うということは、一体何事かと言いたいのですが、それは今、大臣に対する私の質問の範囲外でございますからそれは申し上げませんが、そういうふうに、事務当局と大臣との間に非常に考え方に開きがあるという点から考えまして、非常に私は疑念を持たざるを得ない、あるいは実際に移す場合に、実行難に陥るのじゃないかという点なんです。ですから、衆議院でもいろいろ知りましたがたのほうはそういう点だらうと思つて、決して大臣の人格を疑うとか、政治的な逃げ口上とは思いませんが、現実的に果してこれがこ半年や一年でやり得る、適正な報酬金を算定し得るのこの財源があるかないかという問題と、それに対する考え方が、大臣と事務当局とは違つたという点において、私、はなはだ遺憾に思つて、それが、そういう点はどうですか。

○國務大臣(神田博君) いろいろ御注意を承つたわけでございますが、私先ほど申し上げた一点単価のあり方についての御注意は、これはもう私も承知いたしております、お述べになられた通りの事情でございますから、ただそういうふうなことを重視しておるという意味で申し上げたのでございまして、御了解願いたいと思つて、それから何といひましようか、今お述べになられた大臣の考え方と、それから省庁の考えと違つたやないかというふうなこともよくお尋ねを受けまします。しかし、これは私、まことにこれは微力でありまして恐縮でございますが、どなたがそういうことを言われたのか、今お聞きいたしましたその雑誌も、私よく——実は今初めて何つたわけでございますが、局長会議、省議でこれをするということをはつきり申し渡しておりますし、しかもこれは私が勝手に頭から命令したわけではございませんで、十分そこに討議をいたしまして、検討を加へまして、数回検討いたしまして、そこでやるということを踏み切つたのでございまして、その点は私は、たくさん厚生省にも人がございまして、いろいろ個人的な考えの異なつた方もあろうかと思つて、省といたしましては、すつきりした気持で踏み切つておりました、もう改正しなければならぬ段階だと、そこで調査をいたしまして、さつそく取りかかれました、こういうことを言つております。これはあとで保険局長からもお答えさせたいと思つて、上の方が勝手にきめた命令でないことは事実でございます、よく御相談した結果、省議としてやることにしようといふことでございますから、これは御了承願いたいと思つて、もし反するやうなものがございすれば、それはまた具体的なことについていろいろ考えて参りたいと思つて、それからもう一つ、これは大事なことでございまして、政府は一体、健康保険法を適す材料として、医師の待遇改善のことを言つてゐるんじゃないか、こういうことも私、再三耳にいたしておりますが、そういう考えは毛頭ございせん。これと関連なくとも、これは当然やる時期がきておりますことは今お述べになつた通りでございます。

して、そういう感覚で私も考えてお
ります。ただ衆議院でもお答え申し上
げましたように、何といまして、こ
の健康保険法の一部改正をお願いし
ているというところは、厚生省といし
まして、政府全体といしまして
も、今までのいきさつからいっても
これは非常に大きな問題でございま
すから、これと取り組んでおります
と、勢力がこちらの方に取られまし
て、そちらの改正案の資料を集めた
り、それを検討する余裕がない。そこ
で、前後しているということだけは御
了承願いたいと思います。

○山下義信君 私一点単価の改訂の
中身の議論を今伺っているのではな
い。関連して、竹中委員の財源云々の
ことがありました。これは中身に
入ったときにまた一つ御質疑を関連
なり何なりしていただくことにして、私
はこの御方針を、いわゆる単価改訂と
いいますか、医師に対する診療報酬
の、いわゆる引き上げといいますが、
そういう方針をおきめになったことを
明確にたしたいというのが、私の
今、質問であつたんです。それで私
は、大臣の言葉を疑うなんて、そうい
うことはございせん。いやしくもあ
なた、一國の團僚の言葉を疑いはしま
せん。しかし、不明瞭というところは、
疑いじゃございせんから、不明瞭な
点は明確に願いたい。こういふこと
で、それを閣議の了解々とおっしゃ
います。それは非常に重大で、政
府部内の意思統一に御努力願うとい
うことは、これは非常に重大な御努力で
ありますが、しかし、先ほど申し上げ
ましたように、ただこの問題だけを一
つ促進するとか、調査するとかとい

ばく然じやいけませんので、いわゆる
その医師に払いますこの診療報酬の
引き上げということが政府の御方針に
なりまして、つまり閣議決定とい
うところまではいかなくても、閣内
の了解は得られたのか、従つて、厚生大
臣としては、事務当局にこの診療報酬
の引き上げの方針で作業をしろと、こ
ういふ具体的な御命令が出たのか、た
だばく然と調査をしろ、まあできるこ
となら少しでも引き上げができたらい
えことじゃが、何ぞできる方法はない
か調べてみたい、穴探しのようない
ことをばく然とおっしゃつたのか、具体
的な御方針で御命令が出たのかとい
うことを伺つたのですが、その点はまだ
御答弁もない。事務当局にどういふ
うな御指示をお下しになったかとい
うことを尋ねまして、たまたま竹中委員
が関連して事務当局の御見解が云々、
何かに出てくるというこの御質問が
あつたんですが、私もその点を伺いた
いと思つたんです。どういふ具体的
な御指示を大臣として事務当局にお下
しになったかということをお答えいた
だきたい。

○国務大臣(神田博君) 適当な線まで
上げるということをはつきり言いまし
た。上げるという方針で調査するとい
うことを申し上げてあるのだから、そ
れからこれはまあ医師会の方にも要
望がございまして、そちらでも案を
作つて出してこれといふお願いをし
ております。

○山下義信君 大臣の御答弁は率直で
きわめて明確でありました。そこで私
は保険局長に何かなければなりませ
ん。保険局長は、単価引き上げ、診療
報酬の引き上げという方針が示され
て、これによる作業の御指示を受けら
れたかどうか、これはまあこの席で何
うのもどうかと思ひますが、これはも
う言いくいことではあります。これは
も率直におっしゃつて下さい。根拠が
あとに残りますと大へんことが起き
る。で、この点に關するところは、ま
あ外部はともかくもいたしまして、衆
議院の方の御議論におきまして、局
長の御答弁も明確でない。局長の御
答をここに抜き書きしてきまして、大
体においてその引き上げといういふ
うな命令は受けていない、まあ総合的
に一つ案をまとめてみたいという命令
を受けている。たとえば二月二十七日に
はわが党の藩井委員の質問に対して保
険局長の御答弁は、大臣から命を受け
たのは、単価を今の十二円五十銭十一
円五十銭をどのくらい上げるとか何と
かというところではなくして、単価の問
題をも含めて、あるいは点数の問題、
あるいは税制の問題、そういうものも
関連づけて総合的に検討いたせとい
ふうな御命令を受けたといふうなこ
とであります。従つて、具体的に医師
に支払う診療報酬の一つ引き上げ、値
上げをするという方向で作業をするよ
うにという命令は受けていないとい
ふうな御答弁でありました。厚生省の
省議がいかに決定せられましたか、ま
た、いかなる御命令を受けましたかと
いうことは明確にしなければ、私の
私見によりますと、この診療報酬の
引き上げをやるということになりまし
たならば、おそらくわが国の保険制度
は運営不可能に私は陥ると思うので、
同時にそのような問題はここ半年や一
年で解決のつこうはずはありません。
それを今にもやるのかとく前回の委

員会におきましては厚生大臣——速記
に残つておる——即時やるつもりで
ございまして、こういうこともおっしゃ
て。かような作業がいかに厚生省の
全力を尽されたからといって、私はこ
の単価の引き上げをやり、診療報酬の
引き上げをやるということになって、
果してわが国の国民皆保険が所期の
ごとくに実施できるやいなや、多大な疑
問を持ちますので、こういうことはま
た後日の機会に譲りますが、とにかく
さういふ作業をあなたの方では大臣の
命を受けられ、この診療報酬の引き上
げの方針に向つて厚生省は作業を開始
なされるのか、どうなつておりますか
というところ、これは一つ保険局長か
ら率直に御答弁をわすれたいと思
ひます。

○政府委員(高田正巳君) 私が衆議院
で答えておりますところはその通り
でございまして、別にそれが間違ひと
いうのではありませんが、言葉がある
いは足りないかと思ひのであります。
先ほど来、また先日、大臣がお答
えになつておりますように、この医
師の待遇改善と申しますか、あるいは
診療報酬の引き上げといふか、山
下先生は今そういう言葉で御表現にな
りましたけれども、そういう方向で一
つものを考えてみるという命令を大臣
から明確に受けております。私ども
その方向でものを検討いたそうと考
えております。その点につきましては、
大臣と事務当局の間にはいささかの食
ひ違ひもございせん。で、いかなる
方法でどの程度やるかということが結
局問題であると思ひます。そのやり方
なり程度なりというふうなものにつ
いては、これは先ほど来、先生方の御指

摘のございしますように、事柄は非常
に広範に関連をいたし、複雑な問題で
ございします。いろいろな案を
考えてみるというところは御命令を受け
ておるわけでございます。しかもその
際、事柄の性格上、そういう御命令
を受けなくてもそういうことになるわ
けであります。関連のいろいろな問
題をもあわせて検討をしてみるとい
ふうなことに相なつておるわけござ
います。それで、衆議院の私の答
弁で今申し上げましたことも御察知を
いただけたと思ひのでございまして、
ただいまこの単価を引き上げる、十二
円五十銭を何円に引き上げるといふ問
題だけに物事を限つて私どもは考へて
おるわけはございせん。と申しま
す。それは、単価には御存じのよう
に、端数がついておつては工合が悪い
ないかとか、あるいはまた、甲地、乙
地の問題で非常に論議を起してござ
います。これは皆さん御承知の通りでござ
います。また、二十四国会以来——いや
その前からも、そういう国会の委員会に
おきましてたびたび御意見が出ておる
のであります。そういうふうなこの
端数とか何とかというふうなことに
ついては、十分将来検討すべきじやない
かという御意見が出ております。従
いまして、私どももいたしましては、
単価を何円平板に——現状の報酬支払
方式をそのままにして平板に単価を何
円引き上げるといふふうな案を考へま
するよりは、むしろこれはまあ私の今
の考へでございまして、それらの問題
をもこの際あわせ解決をして、物事を
考へていくべきではあるまいか、結局
診療報酬は御存じのよう、単価に点
数をかけて出て参るわけでございます

○山本経勝君 大体、大臣の方で「答」の団体との相違の意味を申し上げたか、それなりをえをいたして参つてまい、

第七部 社会労働委員会會議録第十二号 昭和三十三年三月二十二日【参議院】

から、それらのところは点数で操作をいたしますると同じようなことに相なるわけでございませう。従いまして、そのやり方につきましては、いろいろやり方があるわけでございませう。いかなる方法でどの程度やるかというふうなことにについては、数案を作つても、自分たちのまあ大臣のお言葉をのぞき、自分の判断を仰ぐようお借りすれば、こういうふうな御命令を受けておるわけでございませう。

○山下義信君 あまり時間もないようでございますから、私はこの点だけを一つ今日は明確にしておきたいと思ひます。今、保険局長の答弁で、命令を受けたことの範囲、方針というものは、一応この席では明確になりました。衆議院との答弁の食い違いの点の釈明もありましたし、単価の問題だけに限つたものではないといふことの、そのニュアンスの釈明がありましたから、その点は了承いたします。ただ現在の建前で十二円五十銭、十一円五十銭をどうするかというところならば、端数をまるめるといふことならば、これも簡単でしょう。しかし、その簡単なことでなくして、これはもうみんな知つてのことなんです、非常に総合的な大問題を片づけよう、あわせて片づけようといふような事柄が短時間の間にできるとお考えになりますか。厚生大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(神田博君) 短時間と言ひますと、これはまあすぐという意味に申すわけでございませうから、そうすぐできることは私は考えておりませんが、しかし、時間をかけたからできる、時間をかけないからできないという問題

でもなかつたかと思ひます。事柄は非常に――私はしろうとでありますから大胆なことを申し上げていゝかも知れませんが、もう多年の懸案になつておることでございますから、私は問題の焦点というものは大体きまつてゐるのじゃないかと思ひます。問題は、政府の一体感とかあるいはそれにかゝる何か方法があるんだといふことが見つければ時間かけなくともきまるものではないか。また、予算の枠うものは今年度補正ができないといふことならば来年度にいくという問題になりましようが、とにかく何といひますか、私どもの考えから言ひますと、長

いこと非常に問題になつたことございしますから、私が厚生省に参りまして、一番むずかしいものから取つ組んでやろうじゃないか、一番長く引きずられてこられて一番むずかしいものから一つ取つ組んで解決していきたい、その解決は十分諸君に資料をお願いするが、これは厚生省だけの考えでいきたくない、外部のいろいろな関連機能の方々の御意見をお聞きして、そうして調整していきたい、それに多少の間かかるかも知れませんが、とにかく自分

はしろうとであるだけとらわれないで、大局から見て判断していきたい、時間をかけるとむしろなおきまるものがあるかも知れませんが、あつては時間がかかる方が自然にきまる場合もあります。が、今度の場合は、私はたくさん時間をかけたからとかあるいは少いからといふ問題でなく、とにかく案としてま

できるだけ一つ可能な限り急いで案を得たい。この案を実施するまでにはいろいろ段階、御意見等も聞かなければなりませんが、それはどの程度かかりますか、これはまだ考えていかなきゃなりませんが、厚生省の試案が、外に相議ができるような試案を作るにはその時間のかかる問題じゃない、こういう意味で答えを申し上げますと、これは時期が不明でございますから、これは私だけの答えを申し上げますから、それは打のないものとなりますから、それは別として申し上げておるわけでござい

ます。○委員長(千葉信君) まだ御質疑もありかと思ひますが、時間の関係もありますので、暫時休憩いたします。午後零時三十分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕
三月十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、美容師法案(予備審査のための付託は三月四日)

昭和三十三年三月二十六日印刷
昭和三十三年三月二十七日発行